

●申請書（正本・副本）提出部数について

隣接公有財産施設	正本	副本	計
市道	1		1
市道 + 法定外道路	1	1	2
市道 + 法定外水路	1	1	2
市道 + 法定外道路 + 法定外水路	1	2	3
法定外道路	1	1	2
法定外道路 + 法定外水路	1	2	3
法定外水路	1	1	2

●副本の利用目的について

副本は法定外道路の場合は道路管理課（北部3町（夢前町・香寺町・安富町）は北部道路事務所）へ、法定外水路の場合は河川管理課へ、機能管理上の意見照会を行う際に必要ですので、上記の表に従い提出をお願いします。（※使用した副本の返却は致しかねますのでご了承ください。）

●副本の添付資料について

- (1) 申請書鑑
- (2) 位置図
- (3) 公図、地積測量図
- (4) 土地所有者一覧表
- (5) 実測平面図、横断図
- (6) 写真

※正本の複写でも構いませんが、(5) (6) についてはカラーをお願いします。